

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
運営規程

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人宮田医院が開設する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。自傷他害の恐れがある場合等、緊急をやむを得ない場合に身体拘束を行う場合は家族に説明を行うとともに同意を得て実施するよう努める。

3 当施設では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるように努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は、その家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称・所在地は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1)施設名 | 桜づつみ |
| (2)開設年月日 | 平成16年11月10日 |
| (3)所在地 | 茨城県筑西市465-1 |
| (4)電話番号 | 0296-20-1151 |
| (5)介護保険指定番号 | 0870600509号 |

(従事者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必要職については、法令の定めるところによる。

- | | | |
|------------|------|----------------|
| (1)管理者 | 1人 | (兼務・常勤) |
| (2)医師 | 1人以上 | (嘱託) |
| (3)生活相談員 | 1人以上 | (専従・兼務、常勤) |
| (4)看護職員 | 1人以上 | (兼務・常勤、非常勤) |
| (5)介護職員 | 7人以上 | (専従・兼務、常勤、非常勤) |
| (6)栄養士 | 1人以上 | (専従・常勤) |
| (7)機能訓練指導員 | 1人以上 | (兼務・常勤、非常勤) |
| (8)その他 | 3人以上 | (兼務・常勤、非常勤) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2)医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3)生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (4)看護職員は、医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者のサービス計画に基づく看護を行う。
- (5)介護職員は、利用者のサービス計画に基づく介護を行う。
- (6)栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等、利用者の食事管理を行う。
- (7)機能訓練指導員は利用者のサービス計画を作成するとともに機能訓練の実施、指導を行う。

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用定員)

第7条 利用者の定員は、20人とし、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き利用定員を超えて入所させない。

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話をする。

2 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護費の人員体制は、看護・介護職員を 3 : 1 の配置とする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域を以下の通りとする。

筑西市、桜川市、結城市、真岡市

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下の通りとする。

- (1)介護給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2)利用料として、食費、居住費、日常生活品費、教養娯楽費、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、理美容代、文書発行代、複写物の交付、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払を受ける。
- (3)その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り支払いを受ける。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込み者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第12条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医へ連絡を行う。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1)防火管理者には、管理的立場にある施設職員を充てる。
- (2)非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3)非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (4)火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (5)防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練(消防・通報・避難)……………年1回
(夜間を想定した訓練も行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……………年1回
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底……………随時
- (6)非常時に備えた備蓄、災害時における施設の運営に必要な3日程度の非常用の食糧、飲料水及び医薬品等を備蓄するよう努める。
- (7)非常災害時に施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努める。
- (8)その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の服務規律)

第15条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1)入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2)常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3)お互いに協力し合い能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第16条 施設職員の資質向上のため、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第17条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人宮田医院就業規則による。

(職員の健康管理)

第18条 職員は、施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務する者は、年2回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

- 第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
 - 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、年1回の検便検査を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。
 - 5 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(守秘義務)

第20条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定(責任者: 鉄炮塚昌範)
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年2回)
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

(身体拘束等の禁止)

第22条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(苦情・ハラスメント処理等)

第23条 事業者は、提供した指定通所介護に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(記録の保存期間)

第24条 利用者の処遇の状況に関する記録については、整備し短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供した日から「5年間」保管するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

2 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項については、医療法人宮田医院と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和6年 4月 1日より施行する。